

介護職員の人材確保のためさらなる処遇改善等を求める意見書

5月21日、厚生労働省は第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく介護人材の必要数を取りまとめた。それによると、2025年度末には約245万人の介護人材が必要となり、毎年6万人程度の人材を確保する必要があるとしている。

しかし、介護現場では慢性的な人材不足に陥っており、2017年の介護労働実態調査では、離職率が16.2%と前年度より0.5ポイント改善したものの、新たに採用した職員の割合は17.8%と1.6ポイント減少しており、66.6%の事業所が従業員は不足していると感じている。

こうした状況は、介護職員の賃金が全産業平均と比べて月額で約10万円も低いことも要因のひとつとなっており、2018年度上半期の倒産要因でも、他社との競争力の激化に次いで、職員不足のための人件費の上昇があげられている。

本市においても、介護現場における人材確保は困難な状況にあり、開所したばかりの特別養護老人ホームでは、人材が確保されるまで施設の一部の利用を制限する状況も見受けられ、人材不足はサービスの提供の課題となっている。

国では、これまでも介護職員の処遇改善や多様な人材の確保・育成、介護職の魅力向上など、総合的な介護人材確保対策に取り組んでいるものの、より一層の対策が求められるところである。

よって国においては、介護人材確保のためさらなる処遇改善を行うとともに、地域区分の格差是正など地域の実情に配慮した報酬単価となるよう財政措置を含め強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成30年9月27日

川口市議会 議長

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長
様